

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNの接続ルールに係る省令改正等に対応した接続約款の措置)について

(諮問第3002号)

<目 次>

○ 報告書	.....	1
○ 答申書(案)	.....	9
○ 申請概要	.....	10
○ 審査結果	.....	15

別添

- 新旧対照表(東日本) (写)
- 新旧対照表(西日本) (写)

平成20年11月25日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

## 報 告 書

平成20年9月30日付け諮問第3002号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案  
(次世代ネットワークの接続ルールに係る省令改正等に対応した規定整備)に対する意見及びその考え方(意見整理案)

意見	再意見	考え方(案)
意見1 NGNの接続ルール答申を踏まえ、各機能の接続料等の適用開始予定時期を具体的に記載すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 今後新たに定義される各機能の接続料等条件の適用開始予定時期につきましては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)において具体的な時期が明記されており、その趣旨に沿って、今回の接続約款変更手続きにおいても同様にそれぞれの適用開始予定時期を考慮した記載が必要であると考えます。</p> <p>【付則 弊社記載案】 (IP通信網との接続に係る経過措置)</p> <p>2 当社は、協定事業者がIP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第3欄又は第4欄に規定する接続箇所においてIGSを経由した接続を行う場合の当社の提供条件(この約款に規定するものを除きます。)については、平成21年度より適用が予定されている当該提供条件が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。</p> <p>3 当社及び協定事業者は、平成21年度より適用が予定されているIP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第7-2欄又は第7-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該接</p>	<p>○ 左記意見に賛同致します。各機能の接続料等条件の適用開始予定時期を明記し、接続料が当初は暫定適用である旨と、暫定適用の予定期間を明確にすべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ ご指摘の点につきましては、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における議論も踏まえつつ、実施時期も含め適切に対応していく考えです。 (NTT東西)</p> <p>○ 一種指定電気通信設備であるNTT東西の次世代ネットワークに係る接続料は、本来接続会計に基づく算定の上、接続約款への規定が必要なものである以上、今回の経過措置はあくまで期間限定の特例的な運用であることを明確にすべきです。 従って、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿意見のとおり、今後新たに設定される各機能の接続料等条件に関しては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)に示された適用開始予定時期を考慮した記載とすべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 各機能の接続料については、その設定に必要なコストドライバの検討等に一定期間要することから、NGNの接続ルール答申を踏まえて今年7月に改正された関係省令において、イーサネット接続機能については平成21年度末まで、それ以外の機能については平成20年度末まではコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の適用が猶予されているところである。 コストドライバの在り方については、今年5月から総務省で開催している「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において検討が行われているところであり、NTT東西においては、当該研究会の検討結果等を踏まえ、上記省令で定められた期限が到来する前に、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料を定めた接続約款の変更認可を受けることが必要である。</p>

<p>続における相互接続通信及び他社相互接続通信に係る網使用料については、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。</p> <p>(LAN型通信網との接続に係る経過措置)</p> <p>4 当社及び協定事業者は、平成22年度より適用が予定されているLAN型通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第5-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定し、その支払いの扱いについて当該協定事業者との協議が整うまでの間、当該接続に係る利用者料金については役務区間単位料金とします。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見2 収容局接続については、NGNの接続ルール答申を踏まえ、現行接続約款の接続料の適用が、あくまでも暫定である旨を記載しておくべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ NGN及び地域IP網の収容局接続の接続条件等については、今回新たな記載がないため、現行接続約款の「収容局ルータ」という用語は、改正接続料規則の「一般第一種指定収容ルータ(NGNの収容局ルータ)」と「特別第一種指定収容ルータ(地域IP網の収容局ルータ)」の双方を指すものであり、また、現行接続約款の「ルーティング伝送機能」に係る接続料も、改正接続料規則の「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能(NGNのルーティング伝送機能)」と「特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(地域IP網のルーティング伝送機能)」の双方に対応する接続料を指すものと理解しております。</p> <p>しかしながら、NGN接続ルール答申において、「～商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。」とされていることから、</p>	<p>○ KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>また、弊社としましては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)の趣旨に沿って、網使用料の暫定適用の旨とあわせて、今後新たに規定される接続料の適用開始予定時期を考慮した接続約款上の記載が適当と考えます。</p> <p>【以下、弊社案】</p> <p>「当社及び協定事業者は、平成21年度より適用が予定されているIP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第8欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの</p>	<p>(考え方1に同じ)</p>

<p>現行接続約款の接続料を適用することは、あくまで暫定である旨を記載しておくべきであると考えます。</p> <p>具体的には、例えば附則に以下のような記述を追加することが適当であると考えます。</p> <p>「当社及び協定事業者は、IP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第8欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該接続における網使用料については、暫定的に現行の料金表第1表第1網使用料2料金額2-13「ルーティング伝送機能」に係る条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該接続における網使用料については、暫定的に現行の料金表第1表第1網使用料2料金額2-13「ルーティング伝送機能」に係る条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。」</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 現行接続約款の「収容局ルータ」という用語及び「ルーティング伝送機能」に係る接続料についての規定解釈は、ご認識の通りです。</p> <p>当社は、NGNとの収容局接続に係る接続料について、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における議論も踏まえつつ、実施時期も含め適切に対応していく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見3 イーサネット接続については、事業者との協議が整うまでの間はぶつ切り料金とする旨が接続約款に記載されているが、NGNの接続ルール答申を踏まえ、接続料を設定することを前提とした表現に修正すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 「～当該協定事業者との協議が整うまでの間、～役務区間単位料金とします。」と記載されていますが、接続情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(平成20年3月27日(以下「NGN接続ルール答申」といいます。))」の趣旨を踏まえ、接続料を設定することを前提とした表現にすべきであると考えます。</p> <p>具体的には、附則第2項及び第3項に倣い、例えば以下のように修正することが適当であると考えます。</p> <p>「4 当社及び協定事業者は、LAN型通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第5-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料につ</p>	<p>○ KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>接続約款上に「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)に基づいて接続料が規定され次第、それ以前に適用されていた網使用料に代わって、接続約款上の網使用料が適用されることを考慮した記載が適当であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ NGNとのイーサ接続については、どのネットワーク階梯で相互接続するか等によってシステム改修内容等が変わってくること、また、システム改修し</p>	<p>○ イーサネット接続機能の接続料設定については、システム改修等が必要になることから、NGNの接続ルール答申を踏まえて今年7月に改正された関係省令において、平成21年度末まではコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が猶予されているところである。</p> <p>このため、当該機能について役務区間単位料金(ぶつ切り料金)とする旨を記載した接続約款の変更案は問題ないと考えられるが、NTT東西においては、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、平成22年度から接続料が設定可能となるように、システム改修作業を終了させ、接続約款の変更認可を受けることが必要である。</p>

<p>いて、当社が網使用料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させ、新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該協定事業者との合意により別に定める網使用料を、この約款に基づく協定の条件として適用します。」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>たにも関わらず実需要がなかった場合にはシステム改修が無駄になること等から、当社は、接続開始を希望される時期、接続を希望される具体的な相互接続点の場所等について、今後、具体的な接続要望をお示し頂ければ、具体的な接続方法等について検討し、システム改修の準備に着手する考えです。</p> <p>また、NGNとのイーサ接続について網使用料を設定するためには、システム改修等を行う必要があるため、当該網使用料を新たに設定等するまでの間、役務区間単位料金とする旨、接続約款に規定しているところです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見4 中継局接続及びイーサネット接続について、インタフェース機能に係る費用を接続事業者が全額個別負担する旨を予め定めることは不適切。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○「IP通信網間接続装置(中継局接続用の装置)」と「LAN型通信網間接続装置(イーサネット接続用の装置)」のインタフェース機能が、網改造料の対象となる機能として追加されていますが、お互いエンドユーザを有する独立したIP網同士の接続及び独立したイーサネット同士の接続において、NTT東・西のインタフェース機能を接続事業者が一方的に全額個別負担する旨を予め定めることは不適切であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○「IP通信網間接続装置」及び「LAN型通信網間接続装置」は、他事業者様から個別にご要望頂いた接続インタフェースやその数量等の条件に応じて当社が設置する装置であるため、設備の効率的な利用を促進する観点から、当該装置については、実際の装置構成等に応じて個別に算出した網改造料を当該他事業者様にご負担頂くことが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 中継局接続機能とイーサネット接続機能については、前述のように、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の適用が、当分の間は猶予されている状況にあるため、IP通信網間接続装置等のインタフェース機能に係る費用について接続事業者の個別負担とする旨の接続約款の変更案は問題とないと考えられる。</p> <p>他方、これらの機能の接続料原価(帰属する設備コスト)の範囲については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において検討しているところである。このため、NTT東西においては、その検討結果等を踏まえ、IP通信網間接続装置等のインタフェース機能に係る費用の帰属について改めて判断することが必要であり、当該費用が接続料原価に算入されるものであれば、上記猶予期間が経過する前に、接続約款の変更認可を受けることが必要である。</p>
<p>意見5 具体的な機能が開示されないと、接続事業者</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>

<p>はその機能に係る新規サービスの提供を十分に検討することができないため、SIP サーバ及びイーサネットスイッチについては、網機能提供計画の届出対象とすべき。</p>		
<p>○ 接続約款変更案第 99 条の 10 において、「網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供」の対象として、SIP サーバとイーサネットスイッチが追加されていますが、同条では、網機能情報提供対象装置の具体的な機能が開示対象とされていないため、接続事業者は開示されない機能に係る新規サービスの提供を十分に検討することができません。</p> <p>特に多機能であり、提供されるサービス内容に密接に関係する SIP サーバについては、今後接続事業者による当該設備を利用した新サービスの提供も見込まれるところであり、提供交換機等の機種、提供回線種別、接続箇所等が不明の状態では、接続事業者が新サービス等の提供を検討する上で支障があります。</p> <p>従って、SIP サーバ及びイーサネットスイッチについては、電気通信事業法施行規則第二十四条の五（届出を要しない機能）の対象外とすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンク）</p>	<p>○ 情報通信審議会答申（平成 20 年 6 月 24 日）の「審議会の考え方 17」に示されているとおり、イーサネットスイッチ及び SIP サーバについては、競争的に市場から供給を受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえると、当該装置に係る機能は、網機能提供計画の届出対象にすべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（NTT 東西）</p>	<p>○ NGN の接続ルール答申に示したとおり、イーサネットスイッチや SIP サーバについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられること等を考慮すれば、これらを網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないとする。</p>
<p>意見 6 「他事業者が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地」に係る情報について、情報開示期日（90 日前）を過ぎた場合は、NTT 東西が自主的に情報開示することを確認したい。</p>	<p>再意見 6</p>	<p>考え方 6</p>
<p>○ 第 99 条の 11（網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供）第 3 項「第 1 項第 2 号に規定する新たな網機能の導入に係る情報の回答にあたっては、前条第 3 項の規定を準用します。ただし、情報開示期日以降に協定事業</p>	<p>○ 「他事業者様が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地」に係る情報については、他事業者様から開示請求があった場合に、当該他事業者様に対してのみ当社が回答することとなっています。</p>	<p>○ NTT 東西から、情報開示期日（新たな網機能の提供予定時期の 90 日前）以降に接続事業者から情報開示請求があった場合は、速やかに回答する旨の意見が示されており、接続約款の変更案は、問題はないとする。</p>

<p>者からの請求があった場合には、この限りではありません。」</p> <p>ただし書きは、「情報開示期日(90日)を過ぎた場合は、(90日前ではなくなるため)第99条の10第3項に基づいて開示するのではなく、NTT東・西が自主的に開示する」という趣旨であると理解しております。 (KDDI)</p>	<p>新たな網機能の提供予定時期の90日前より前に開示請求があった場合は、第99条の11第3項本則の規定に従い、提供予定時期の90日前には回答することになります。</p> <p>第99条の11第3項ただし書きの規定は、提供予定時期の90日前以降に他事業者様から情報開示請求があった場合、既に提供予定時期まで90日に満たない時期となっているため、提供予定時期の90日前に遡って回答することができない旨を規定しているものです。この場合、当社は当該他事業者様に対して速やかに回答させて頂く考えです。 (NTT東西)</p>	
<p>意見7 接続事業者の要望に応じてアンバンドル機能の追加が随時行われるよう、接続約款の改訂がなされるべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 接続事業者による多様なサービス提供が可能となるよう、適時適切なアンバンドルは不可欠であり、競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミングに限らず、随時接続事業者の要望に応じてアンバンドル機能の追加が行われるよう、接続約款の改訂がなされるべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 左記意見においても述べられておりますが、平成20年3月27日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る「答申(案)への意見及びその考え方」の「考え方58」のとおり、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルをすることが必要であると考えます。</p> <p>引用:「考え方58」(下線は当社) 答申(案)に示したとおり、接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正をすることが適当である。</p> <p>これらにより提供される情報等に基づきアンバンドルすべき機能があれば、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、</p>	<p>○ アンバンドルは、他事業者による多様な接続形態を実現するものであるため、NGNの接続ルール答申に示したとおり、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、NTT東西に過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供することが必要である。</p>



	<p><u>適時適切にアンバンドルをすることが必要であることは当然である。</u></p> <p>なお、現時点において、アンバンドル機能の追加の際に必要な手続をルール化することまでは必要ないと考えられるが、総務省においては、今後のアンバンドル機能が追加・廃止されるプロセスが積み重ねられる中で、ルール化が必要と考えられる手続等が生じれば、適宜対応していくことが適当である。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ NGN 接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成 20 年 3 月 27 日)に示されているとおり、他事業者様から具体的な接続要望を頂いた場合には、技術的に可能か、当社の過度な経済的負担とならないかといった観点から、要望された機能に係るアンバンドル可否について検討させて頂く考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
--	---	--

平成20年11月25日

総務大臣  
鳩山 邦夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成20年9月30日付け諮問第3002号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 江部 努  
西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 大竹 伸一  
(以下「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成 20 年 9 月 24 日(水)

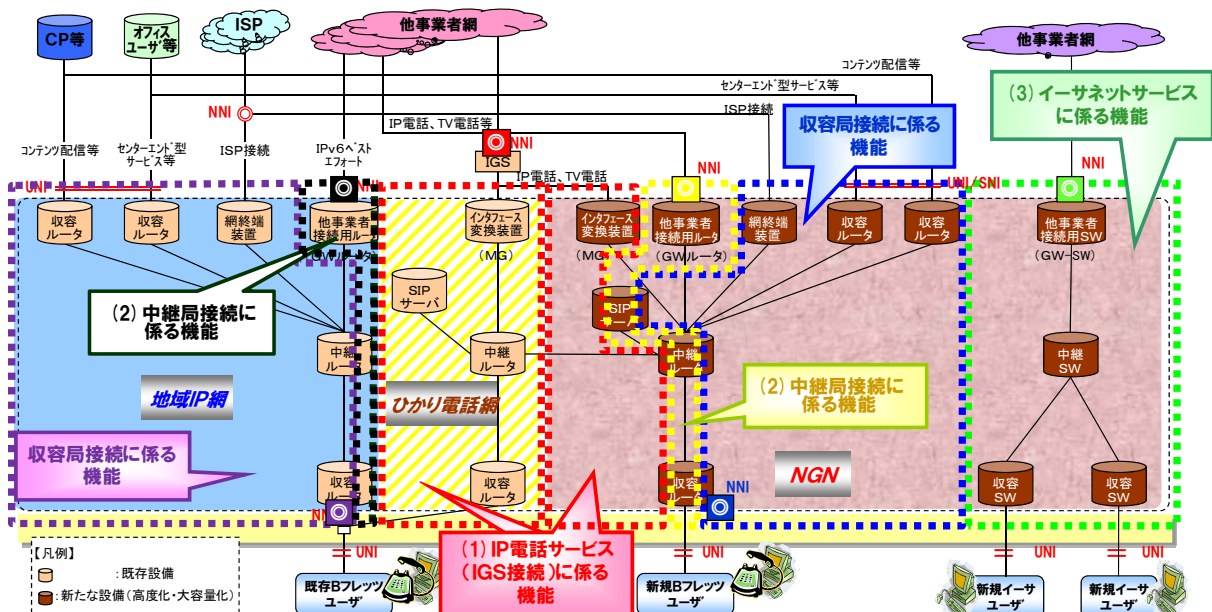
## 3. 実施予定日

認可後、速やかに実施。

## 4. 概要

NTT東西の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)等に係る接続ルールについて、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成 20 年 3 月 27 日情審通第 53 号。以下「NGN答申」という。)に基づき、平成 20 年 7 月、関係省令等が改正されたことを受け、以下の規定整備を行うため、接続約款の変更を行うものである。

- (1) ひかり電話網の関門交換機(IGS: Interconnection Gateway Switch)接続(以下「ひかり電話網のIGS接続」という。)の接続条件等を定めること。
- (2) NGN及び地域IP網の中継局接続の接続条件等を定めること。
- (3) NGNのイーサネット接続の接続条件等を定めること。
- (4) イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等を定めること。



## II 主な変更内容

### 1 経緯

- (1) 総務省では、NGN答申に基づき、平成 20 年 7 月に関係省令等を改正し、
- ① NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加
  - ② NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加
  - ③ 網機能提供計画の届出対象外であるイーサネットスイッチ等に係る情報提供時期の明確化等
- を行ったところである。
- (2) なお、NGN等に係るアンバンドル機能については、接続料原価の算定に必要なコストドライバの検討等に時間を要することから、電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令(平成 20 年総務省令第 80 号)の附則において、それぞれ以下の日までは接続料の設定を要しないこととされている。
- ルーティング伝送機能(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除く。)  
平成 21 年 3 月 31 日
  - イーサネットフレーム伝送機能  
平成 22 年 3 月 31 日

### 2 措置内容

#### (1) ひかり電話網のIGS接続の接続条件等の設定

- 現在、ひかり電話網のIGS接続の接続料は、相対取引で決定した上で、NTT東西と約 30 社の接続事業者が相互接続協定を締結しているが、今回、ひかり電話網が、第一種指定電気通信設備に指定されたことから、本来であれば、その接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金とすることが必要となる。
- しかし、平成 20 年 7 月に接続料規則が改正され、「ひかり電話網のIGS接続機能」の接続料は、「NGNのIGS接続機能」と一体として「関門交換機接続ルーティング伝送機能」として規定されたものの、その接続料は、接続料原価の算定に必要なコストドライバ等の検討に時間を要することから、平成 20 年度内はコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。
- このため、NTT東西は、ひかり電話網のIGS接続の接続料について、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、接続事業者との相対取引で当該機能の接続条件等を暫定的に設定することとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。

## **(2)中継局接続の接続条件等の設定**

NGNの中継局ルータ及び地域IP網の中継局ルータで他事業者網と接続する形態(中継局接続)について、それぞれの標準的接続箇所及び接続料等を規定する必要があるため、接続約款の変更を行うものである。

なお、地域IP網の中継局接続に係る規定の整備は、NGN答申において、NTT東西の地域IP網同士を接続したIPv6サービスは、収容局接続から中継局接続の形態に整理替えすることが適当との考え方が示されたことを踏まえ行うものである。

### **①標準的接続箇所の追加及びこれに伴う用語の定義の追加**

- 標準的接続箇所として、NGNの中継局ルータと地域IP網の中継局ルータを追加。この際、両中継局ルータを区別して規定する必要があることから、NGN用の中継局ルータを「一般中継局ルータ」、地域IP網用の中継局ルータを「特別中継局ルータ」として、それぞれ用語の定義を追加。
- これに伴い、主としてインターネット接続サービスを提供する事業者用の標準的接続箇所について、従来の「中継局ルータ」から「ISP接続用ルータ」に名称変更。
- また、新たに第一種指定電気通信設備に指定された「SIPサーバ」の定義も追加。

### **②接続料(網使用料、網改造料、工事費)**

- NGN及び地域IP網の中継局接続の網使用料については、接続料原価を算定するために必要なコストドライバ等の検討に時間を要することから、上述のように、平成20年度内は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。
- このため、NTT東西は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、接続事業者との相対取引で暫定的に網使用料を設定することとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。
- また、中継局接続に関し、接続インタフェースを設けるために必要な網改造料やIPアドレス等を登録するための工事費を規定する接続約款の変更も併せて行う。当該費用の算定は、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度接続料等の改定の際に認可(平成20年3月27日付け総基料第4号)した設備管理運営費比率等及び作業単金を用いて接続約款に規定する算出式により行うこととしている。

### **③技術的条件**

- 一般中継局ルータにおける接続については、インタフェースとして10G-POS(POSプ

ロトコル)及び 1000BASE-LX(ギガビット Ethernet プロトコル)を採用し、レイヤ3プロトコルとしては、IPv4、IPv6 又はその両方に対応しており、いずれのインタフェースも、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

- 特別中継局ルータにおける接続については、インタフェースとして 1000 BASE-LX を採用し、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

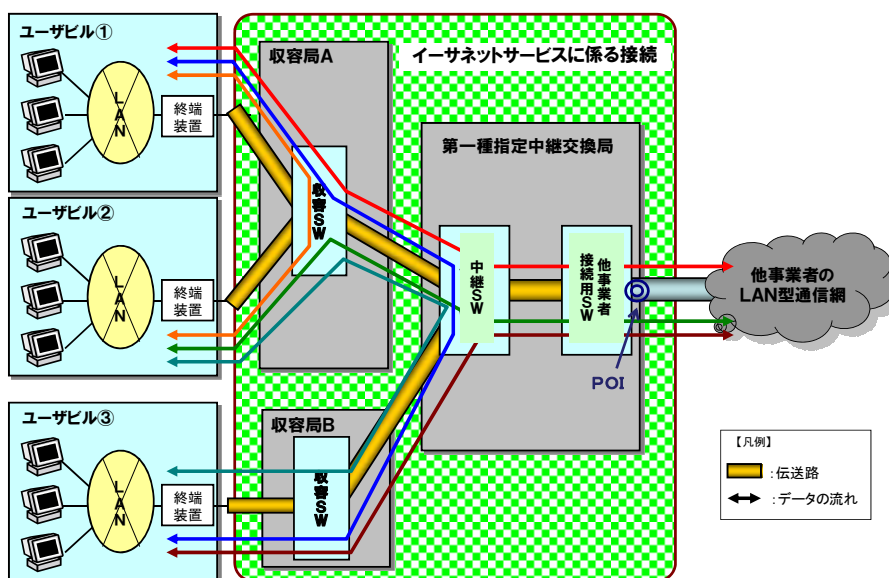
### (3)イーサネット接続の接続条件等の設定

イーサネット接続に関する標準的接続箇所及び接続料等を規定する必要があるため、接続約款の変更を行うものである。

#### ①標準的接続箇所の追加及びこれに伴う用語の定義の追加

- 標準的接続箇所として、中継局イーサネットスイッチを追加。

- これに伴い、「イーサネットスイッチ」及び「LAN型通信網」について用語の定義を追加。



#### ②接続料(網使用料、網改造料、工事費)

- イーサネット接続の網使用料(PVC(Permanent Virtual Circuit)タイプ)については、接続料原価を算定するために必要なコストドライバ等の検討に加えて、システム改修が必要であることから、平成 21 年度までは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。

- このため、NTT東西は、上記検討やシステム改修が終了し、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、イーサネット接続の網使用料は設定せず、イーサネットサービスの利用者料金は、ぶつ切り料金(役務区間単位料金)とすることとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。

- また、イーサネット接続に関し、接続インタフェースを設けるために必要な網改造料やルーティング設定等情報を登録するための工事費を規定する接続約款の変更も併せて行う。当該費用の算定は、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度接続料等の改定の際に認可(平成20年3月27日付け総基料第4号)した設備管理運営費比率等及び作業単金を用いて接続約款に規定する算出式により行うこととしている。

### ③技術的条件

物理インタフェースとして IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR、1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX に準拠しており、いずれの規格も、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

## (4)イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等の設定

平成20年7月に行った電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)及び平成13年総務省告示第395号(以下「情報開示告示」という。)の改正を踏まえ、以下の二点に関し、接続約款の変更を行うものである。

### ① 網機能情報提供対象装置の対象追加

「イーサネットスイッチ」及び「SIPサーバ」は、網機能提供計画の届出対象外となったが、情報開示告示の改正により、新たな網機能を導入する場合に情報提供を行う対象設備として追加された。これを踏まえ、主に以下の情報を提供する設備(網機能情報提供対象装置)に、両設備を追加する旨の接続約款の変更を行うものである。

- (1) NTT東西の電気通信設備と接続事業者の電気通信設備との間及びNTT東西の電気通信設備と利用者の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様
- (2) 通信プロトコルに関する情報
- (3) 利用者の端末設備の認証に関する方式と情報
- (4) 提供予定時期、提供予定エリア及び想定される利用形態等
- (5) 通信用建物の名称及び所在地

### ② 情報開示時期の明確化

■情報開示告示の改正を踏まえ、上記①の情報提供を行う設備については、新たな網機能を導入する場合、当該機能の提供予定時期の90日前までに上記①の情報を開示する旨の接続約款の変更を行うものである。

■なお、総務大臣の承認を受け、当該日数を短縮する場合がある旨も併せて規定する。

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、  
 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年  
 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとお  
 り審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	適	IEEE、IETF 等の標準に準拠しており、適正かつ明確に定められているものと認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料（網改造料）は接続料規則 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続及び標準的期間等が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	適	工事費は、接続料の原価の算定方法に基づき算定することとしており、適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5	—	該当事項なし。



号及び審査基準第 15 条(1)㉮)		
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㉮)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㉮)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㉮)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㉮)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㉮)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㉮)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	<p>料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章の規定に基づいて算定された原価に基づき算定することとしており、公正妥当なものとして認められる。</p> <p>ただし、I G S 接続機能(ひかり電話網)等の接続料については、今般の申請において、当面の間、接続料規則に定める方法により算定されないことが明記されているが、当該機能は、平成 20 年度又は 21 年度内は、接続料規則に定める方法による接続料算定が不要とされているため、現時点においては問題ない。</p>
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。